

特別養護老人ホームまごころ半明原 運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人廿日市福祉会が設置運営する特別養護老人ホームまごころ半明原（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は28名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| 一 ユニット数 | 3ユニット |
| 二 ユニットごとの入居定員 | もみじユニット 9名 |
| | さくらユニット 9名 |
| | さつきユニット 10名 |

3 前項のユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第4条 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|------------|------|
| 一 管理者（施設長） | 1名 |
| 二 生活相談員 | 1名以上 |
| 三 介護支援専門員 | 1名以上 |

- | | | |
|---|---------|-------|
| 四 | 介護職員 | 10名以上 |
| 五 | 看護職員 | 1名以上 |
| 六 | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 七 | 医師 | 1名 |
| 八 | 栄養士 | 1名以上 |
- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。
- 3 従業員の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

(職務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者（施設長）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等の相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

三 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに必要に応じて変更を行う。

四 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

七 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める配置を行うものとする。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
 - 二 夜間及び深夜については2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置
- 3 施設は、当施設の従業者によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入居及び退居

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第7条 施設は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について、入居申込者の同意を得るものとする。
- 2 施設は、入居申込者又はその家族からの申し出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入居申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができるものとする。この場合において、施設は、当該文書を交付したものとみなすものとする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロにかかげるもの
 - イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
 - 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第一号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。
- 一 前2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的な方法による提供を受けない旨の申し出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 施設は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等、正当な理由がある場合を除き、施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要

介護認定の有効期間が終了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第１２条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

２ 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

３ 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

４ 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録保存しておくものとする。

５ 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとする。

６ 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

７ 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第１３条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

２ 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

第４章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(施設サービスの取扱い方針)

第１４条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにす

るため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行う。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者（施設長）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメント結果に基づき、入居者の家族等の希望を勘案して、入居者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供にあたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族等並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 定期的に入居者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

- 第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自主的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を

図りつつ、そのおむつの適切に取り替えるものとする。

- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 7 施設は、前各号に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第17条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第19条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第20条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 2 1 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 2 2 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であって、入院後概ね 3 ケ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居することができるように努めるものとする。

(利用料等の受領)

第 2 3 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときには、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不都合な差額が生じないようにするものとする。

3 施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。詳細については別表要参照。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる以下のもの

サービス名	利用料金
特別な食事の提供	実費（材料・調理費）
理髪・美容	実費（出張サービス料）
レクリエーション等	実費（材料費）
複写物（コピー）	1 枚につき 1 0 円

日常生活費	購入品実費（買物代行は無料）
居室等延長料金	期間分の居住費第4段階分
テレビ等の電気代	1日当たり 50円

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第24条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

（外出及び外泊）

- 第25条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者（施設長）に届け出て同意を得なければならない。
- 2 前項の同意を受けた者がその内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

第26条 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し、管理者（施設長）の確認を得て面会しなければならない。

（健康保持）

第27条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限り、これを拒否してはならない。

（身上変更の届出）

第28条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは、速やかに管理者（施設長）に届け出なければならない。

(禁止行為)

第29条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 施設が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他施設が別に定める禁止行為。

(損害賠償)

第30条 入居者が、故意又は過失によって施設、設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 緊急時、非常時対策

(緊急時の対応)

第31条 施設の従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第32条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 入居者は前項の対策に可能な限り協力するものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(苦情処理)

第34条 施設は、提供した施設サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供した施設サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(秘密保持等)

第35条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第36条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(虐待の防止)

第37条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修会を定期的（年2回）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第38条 施設は、施設サービスを受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第39条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 一 施設サービス計画
- 二 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第14条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第32条に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての

記録

五 第34条に規定する苦情の内容等の記録

六 第37条に規定する市町村への通知に係る記録

(重要事項の揭示)

第40条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

(地域との連携等)

第41条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 施設は、その事業運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

4 施設は、その事業運営にあたっては、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めるものとする。

第8章 雑 則

(改正)

第42条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は平成26年5月1日から施行する。

この規程は平成26年12月1日から施行する。

この規程は令和6年3月1日から施行する。（第48条(虐待の防止)追加）

別表

サービス利用料金

(1) 介護保険から給付されるサービスの利用料金

(ア) 介護福祉施設サービス費の基本部分の料金（日額）

区 分	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	6 8 2 単位	7 5 3 単位	8 2 8 単位	9 0 1 単位	9 7 1 単位
自己負担額	6 9 1 円	7 6 3 円	8 3 9 円	9 1 3 円	9 8 5 円

※ 廿日市市の地域区分は 7 級地のため、介護保険給付費額は上記の単位数に 1 0 . 1 4 円を乗じた額（1 円未満は切り捨て）になり、自己負担額はその 1 割から 3 割となります。

(イ) 介護福祉施設サービス費の加算部分の料金（日額）

加算名	単位数	加算条件
外泊時費用	2 4 6 単位	入居者が病院又は診療所に入院及び居宅に外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度に、基本部分に代えて算定
夜勤職員配置 加算Ⅱ	4 6 単位	ユニット型施設サービス費を算定している場合
看護体制加算Ⅰ	1 2 単位	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	2 3 単位	基準を上回る看護職員を 2 名以上配置し、2 4 時間の連絡体制を確保している場合
日常生活継続 支援加算	4 6 単位	重度介護者や認知症者の割合が高く、介護福祉士資格者が基準以上に配置の場合
若 年 性 認 知 症 利用者受入加算	1 2 0 単位	若年性認知症利用者を受け入れ、個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供の場合
療養食加算	1 回につき 6 単位（1 日に 3 回を限度）	必要に応じ、医師の食事箋による療養食の提供の場合
初期加算	3 0 単位	入居した日から起算して 3 0 日以内の期間（3 0 日を超える入院後に再入居した場合も同様）
退所前訪問相談 援助加算	4 6 0 単位	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（入居中 2 回を限度）
退所後訪問相談 援助加算	4 6 0 単位	家庭復帰のために訪問相談援助をした場合（退居後 1 回を限度）
退所時相談援助 加算	4 0 0 単位	入居者及び家族に対し退居後の相談援助を行い、市町村及び地域包括支援センターに対し必要な情報を提供した場合（1 回を限度）

退所前連携加算	500単位	居宅介護支援事業者と退居前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（1回限度）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設入居が適切と判断した者にサービスを行った場合（入居日から7日を限度）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の1000分の140単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合

※ 廿日市市の地域区分は7級地のため、介護保険給付費額は上記の単位数に10.14円を乗じた額（1円未満は切り捨て）になり、自己負担額はその1割から3割となります。

※ この加算部分は、当施設が右欄の加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行った場合に算定されます。

（2）全額を入居者に負担して頂くサービス利用料金

（ア）居住費及び食費

居住費自己負担額（日額）

区分	基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
個室	2,066円	1,370円	880円	880円

食費自己負担額（日額）

基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1,445円	1,360円	650円	390円	300円
補足給付額	85円	795円	1,055円	1,145円

※ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された居住費及び食費の負担となります。この費用は、一日単位で計算します。お食事が不要の場合、朝食は前日の午後3時、昼食、おやつ、夕食は当日の10時までにお知らせ下さい。第4段階の方は朝食371円、昼食499円、おやつ100円、夕食475円を所定の食費から控除致します。

※ 食費には、食事以外の特別なものを除いた飲食に要する費用もすべて含まれています